

(公 印 省 略)

分 医 発 第 1 8 1 5 号

令 和 7 年 8 月 1 2 日

各 郡 市 等 医 師 会
社 会 保 険 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会
常 任 理 事 吉 賀 攝

主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護
必要度の取扱いについて

標記について、厚労省より地方厚生(支)局等宛に事務連絡が発出された旨、日医担当
理事から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願ひ申し
上げます。

※日医HPメンバーズルーム中、医療保険「令和6年度 診療報酬改定に関する情報」に
掲載予定

日医発第 768 号（保険）
令和 7 年 8 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より「主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱い」が示されましたので、ご連絡申し上げます。

本件の概要は下記のとおりであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

記

1. 令和 6 年度診療報酬改定において、電子カルテシステムの導入を前提とする「重症度、医療・看護必要度Ⅱ」を用いて評価を行う入院料の範囲が拡大された。
2. もっとも「重症度、医療・看護必要度Ⅱ」の評価に当たっては、歯科の入院患者は対象から除外することとされている。
3. そのため、電子カルテシステムを導入している保険医療機関であって、「重症度、医療・看護必要度Ⅱ」を用いて評価を行う病棟のうち、主に歯科の入院患者を受け入れる病棟においては、評価の対象となる入院患者が少なく、正しく評価を行うことが困難となっていたことから、当該病棟における必要度の評価については、必要度Ⅰを用いて歯科の入院患者を含めて評価しても差し支えないこととされた（なお、医療機関の判断により、従来どおり必要度Ⅱ

を用いて、歯科の入院患者を除外して評価することも可)。

4. 上記取扱いにより、現に届け出ている入院料を変更すべき場合は、令和7年9月1日までに届出が受理されれば、令和6年6月1日に遡って算定できるものとされている。

<添付資料>

主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて
(令 7.8.7 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 7 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて

一般病棟等における重症度、医療・看護必要度（以下「必要度」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、令和 6 年度診療報酬改定において、正当な理由がない場合は必要度Ⅱにより評価を行うこととされ、正当な理由については、「電子カルテシステムを導入していない場合が該当する」とされたところ、必要度Ⅱの評価にあたっては、歯科の入院患者を除くこととされているため、主に歯科の入院患者を受け入れる病棟においては、正しく評価を行うことが困難となっていたため、当該病棟における必要度の評価については、下記の取扱いとするので、貴管下の医療機関及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

評価を行う入院患者のうち、歯科の患者の割合が 8 割以上の病棟における必要度の評価方法については、必要度Ⅰを用いて評価を行って差し支えない。なお、評価の結果が引き続き当該施設基準を満たすとともに、令和 7 年 9 月 1 日までに届出を受理した場合は、令和 6 年 6 月 1 日に遡って算定できるものとする。

【重症度、医療・看護必要度】

問1 令和6年3月31日において現に急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟（許可病床数が200床未満の保険医療機関の病棟に限る。）又は急性期一般入院料2若しくは3に係る届出を行っている病棟（許可病床数が200床以上400床未満の保険医療機関の病棟に限る。）については、同年9月30日までの間に限り、重症度、医療・看護必要度について経過措置が設けられているが、本事務連絡の取扱いにかかる届出はいつから対象となるのか。

(答) 令和6年10月1日以降に算定する入院料にかかる届出から対象となる。

問2 令和6年4月1日以降に、新たに重症度、医療・看護必要度が施設基準の要件となっている入院基本料等を算定している医療機関については、本事務連絡の取扱いはいつから対象となるのか。

(答) 令和6年6月1日から対象となる。

問3 令和6年4月1日以降に、新たに重症度、医療・看護必要度が施設基準の要件となっている入院基本料等を算定している医療機関については、令和6年6月1日から当該入院基本料等の算定を行う場合は、令和7年9月1日までに当該入院基本料等の届出を行う必要があるのか。

(答) そのとおり。

問4 本事務連絡の取扱いにより、当該入院料等を算定する場合の届出はどのように行えばよいか。

(答) 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第5号厚生労働省保険局医療課長通知)の別添7及び届出を行う施設基準に応じた様式を添付するとともに以下を記載すること。

- ・ 本事務連絡の対象となること
- ・ 届出にかかる入院料等の算定を開始する年月日

問5 急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟を除く。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料）及び地域一般入院料1を算定する病棟は、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に入院している全ての患者の状態を、重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて測定を行うことされているが、本事務連絡における「評価を行う入院患者のうち、歯科の入院患者の割合が8割以上の病棟」はどのように判断するのか。

(答) 当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に入院している患者であって、評価を行う入院患者のうち、歯科の患者の割合が8割以上となる場合は、本事務連絡の対象となる。

問6 本事務連絡の取扱いにより、重症度、医療・看護必要度の測定を行った結果、現に届出を行っている入院基本料等に変更がない場合も改めて地方厚生（支）局長に届出を行う必要はあるか。

(答) 不要。